

Iwao Hirose 2015 *Egalitarianism*, Routledge. Ch.3 “Telic Egalitarianism” pp 63-85

※ 要約 () 内はページ数。ページの終わる直前を示す。

担当：堀田義太郎

第三章 目的論的平等主義

ロールズの平等主義、運の平等主義は、平等主義の基礎付けに関心があった。以下の三つの章では他の評価原理を検証する。他の評価原理とは、事態 (state of affairs) のランキングに主に関心をもつ原理である。その事態とは、ウェルビーイングの異なる分配パターンをもっている。

三つの立場がある。目的論的平等主義、優先主義、十分主義である。

第三章では、平等は帰結を「よりよい」ものにする一つの特徴である、とする原理を検討する。それはパーフィットの議論に従えば、目的論的平等主義の原理だ。

パーフィットの議論は影響力があったが、彼は目的論的平等主義の特徴を明らかにした上で、二つの重要な問題があると指摘した。一つはレベルダウン反論である。もう一つは射程問題である。

これらの批判によって、目的論的平等主義の支持者は減った。多くの論者はパーフィットが提案する優先主義を支持するようになった。

3.1 目的論的平等主義 パーフィットの議論

パーフィットは二つのタイプの平等主義があるとする。

我々は、不平等は悪いと信じているだろう。平等を目指すべき理由について二つある。一つは、我々は平等によってその帰結をよりよいものにすべきだからだ、という見解がある。これを目的論的平等主義と呼ぼう。他方、義務論的平等主義もある。我々が平等を目指すべきなのは、平等が帰結をよりよくするからではなく、別の道徳的理由、たとえば人々は平等な分け前に対する権利をもつという理由があるからだと、という見解である。パーフィットによれば、目的論的平等主義とは、平等を「善さを作り出す一つの特徴」と見なす立場である。

ただ、「目的論的」という言い方はミスリーディングである。むしろ「価値論的」平等主義としたほうがいいだろう。目的論的平等主義は、何らかの目的論に関与しているように見えてしまうからだ。それだと、この立場は、ある行為の良さや悪さを、その帰結の良さによって規定する立場であるかのように見えてしまう。だが、平等を「良さを作り出す一つの特徴」とする立場は必ずしもそうではない。それは単に、平等は、ある帰結の良さを高めると述べているにすぎないからである。平等な分配の方が、不平等なそれよりもより良いと言えるとしても、その平等をもたらず行為は、何らかの義務論的制約を侵害している点で悪いとも言うる〔つまり、広瀬によれば、目的論的平等主義は義務論的な制約を——パーフィットが論ずるのとは異なり——許容しうる広い立場である。この点は最後の節で説明される〕。

とはいえ、以下では「目的論的平等主義」という語を流通しているという理由で用いる。

パーフィットの義務論的平等主義の定義にはさらなる特定が必要だ。パーフィットは義務論的平等主義を、平等は必ずしも帰結をより良くしないという立場だとしていた。しかしこの定義は、非義務論的な平等主義をも含み得る。有徳な人間がそうするだろうから、平等を目指すべきだという人がいるとする。これは、徳倫理に基づく平等主義であり、目的論的である。これを義務論的平等主義とは呼べない。義務論的平等主義とは正確には、我々が平等を目指すべき理由は、不平等は何らかの義務論的制約の侵害を含むからだ、という形になるはずである。義務論的平等主義によれば、平等を目指すべきなのは、不平等が権利や公正、正義の侵害を含む限りにおいてである、という形になる。

他方、目的論的平等主義の一般的定義のために、パーフィットはより特定された定義を提示している。

「平等原理 ある人々が他者よりも暮らし向きが悪いならば、それはそれ自体として悪い」

この原理によれば、ある帰結を平等が「より良い」ものにするのは、それが、人々の不平等という悪さまたは反価値を縮減するからだ、ということになる。

パーフィットは、この平等原理が、目的論的平等主義の必要十分条件であるとする。

だが、もし目的論的平等主義がこの平等原理だけから構成されているとすると、反直観的な含意を持つことになる。二つの分配状況を考えよう。(1) 平等に状態がよい場合、(2) 平等に状態が悪い場合。この原理は、(1) を (2) よりもより良いとは言えない [たとえば二人しか世界に存在しないとしてそのウェルビーイングが (100、100) の場合と (1、1) の場合]。もし (1) の方が (2) よりもより良いと (直観に合致した形で) 言うとするれば次の原理が必要だとパーフィットは言う。(65)

「効用原理 人々がよりよい状態にある方が、それ自体としてより良い。」

パーフィットは、実は多くの平等主義者はこの二つの原理を支持しているという。つまり彼らは「価値多元論」なのだ。

価値多元論をより正確に見てみよう。目的論的平等主義は、分配の良さは、二つの価値の関数であるという見解になる。つまりそれは、不平等の反価値と人々の状態の良さの正の価値だ。それは次のような方程式で表現される。

$$G=f(I, W) \quad (1)$$

帰結の良さ G つまり、 f の値は、 I の値と W の値によって規定される。 f は I と W の関数である。 I は不平等指数、 W は人々の状態の良さの総計または平均の指数である。帰結の良さ G は、不平等指数 I が減れば上昇するし、また、人々の状態の良さの総計または平均の指数が上昇すれば上昇するということだ。

では、不平等の反価値と、状態の良さの価値のバランスをどうとればよいのか？ パーフィットはこの二つの価値の相対的積み付けをする原理は存在しないだろうと考えている。彼は、目的論的平等主義の支持者たちは、二つの価値の総体的重要性を決定するのに直観に訴えているだけだとする。

方程式 (1) は一般性を持っている。さらに限定された定式化の方が理解に役立つだろう。二人の人間の場合で考えよう。

$$G=1/2(W_1+W_2) - \alpha |W_1-W_2| \quad (2)$$

前半のウェルビーイング平均は正の価値をもち、効用原理を表している。後半の二人の間の絶対的な差は、負の価値であり平等原理を表現している。価値 α は不平等の反価値のウェイトであり、二つの価値の相対的重要性を規定する。パーフィットは、 α の大きさを決定するためには直観に訴える必要があると述べる。(66-7) 不平等の反価値を深刻に見るなら α の値は大きくなる (不平等を軽視するなら値は小さくなる)。 α に対する制約はゼロ以上ということだけである、なぜなら、 α が負になってしまうと不平等が大きければ帰結の良さも上昇してしまうからである。 α がゼロであれば式は前半だけになり、単なる平均功利主義になる。パーフィットの議論では目的論的平等主義は α には原理的に上限はないとされる。

平等の価値の本質について簡単に述べておこう。パーフィットは平等の価値は「固有 intrinsic」だと述べる。

※ 引用略

つまり、ある人々が他者よりも暮らし向きが悪いことは、それ自体として悪い、ということだ。固有の価値に関するムーアの分析によれば、 X のもつ固有の価値は、 X に外在的な特徴から独立に、 X に固有の性質だけに随伴する。平等は常に価値がある、ということになる。とはいえ、目的論的平等主義者にもこの見方に同意しない人々もいる。ともあれ、平等の価値に関するパーフィットの見解は「固有説 intrinsic view」と呼べる。

3.2 レベリングダウン反論

「平等か優先か？」論文においてパーフィットは彼が特徴づける目的論的平等主義に二つ重大な問題があると述べている。第一のものがレベリングダウン反論であり、多くの哲学者はこの反論は目的論的平等主義にとって破壊的だと思っている。近年の議論を検証してみよう。(67)

レベリングダウン反論をパーフィットは以下のように説明している。

もし不平等が悪なら、暮らし向きの良い人々が不運から害を被って、他のすべての人々と同じく程度に暮らし向きが悪くなるとする。これは不平等を除去しているのに、たとえこの出来事が誰の状態も良くしておらず、ある人々の状態を悪化させているとしても、目的論的平等主義からすれば歓迎すべきだということになる。だがこれは多くの人にとって極めて馬鹿げていると思われるだろう。【要約】

誰にも利益を与えることなく、暮らし向きの良い人 (the better off) の状態が悪化することで平等が成立するとする。たとえば、二人しかいない社会で、二人の状態が (10、5) の場合、それが (5、5) になるとする。これはレベリングダウンしている。これは人為的にも、非人為的にも起こりうる。たとえば自然災害でリッチの家が破壊され、プアは幸運にも影響を被らなかったとか、政府が金を取り上げてそれを破棄する、など。

パーフィットによればレベリングダウン後の分配状況について、目的論的平等主義は「少なくとも一つの側面では」より良い better であると判断する。レベリングダウンは平等をもたらしているからだ。だが、パーフィットは、レベリングダウンはいかなる点でもより良い状態にしていない、とする。かくして彼は目的論的平等主義を「極めて馬鹿げている」と結論付ける。

ここで、レベリングダウン反論は、レベリングダウンに関して、すべての側面を考えた判断には関わっていないという点に注意が必要だ。たとえば、目的論的平等主義からすれば、レベリングダウンは、全ての事柄を考慮すれば、事態をより悪く worse していると判断できると反論があるかもしれない。ウェルビーイングの総計または平均が減少しているからである。この状態の移行は、状態を一つの点で (平等にするという点で) 良いものにするとしても、他の側面ではより悪くしている、と。つまり目的論的平等主義は、ウェルビーイングの削減が、不平等の削減の良さを凌駕すると判断するかもしれない。そして、(10、5) のほうが (5、5) よりも良い、というかもしれない。だが、レベリングダウン反論の対象は、目的論的平等主義が、このレベリングダウンを「少なくとも一つの点でより良い」と判断するところにある。(68) この状態の移行は、前者を悪化させ、後者を良くしない。帰結は両者のいずれにとってもより良いものではない。目的論的平等主義が、一つの点でこの移行を良いと言うことが「馬鹿げている」というのである。

このレベリングダウン反論の力は「人格影響制約」に由来する。

人格影響制約 事態 X が別の事態 Y よりも、誰にとってもより良い (または悪い) ものでない限り、より良い (または悪い) ことはあり得ない。

これは、誰か一人でも、X のほうが Y よりもより良い (悪い) ような人が存在するならば、X は Y よりもより良い (悪い) という事と同値である。

ある事態の変化が、それによって誰も良い影響を受ける人がいないのに良い、とは言えない、という制約がある。この制約に反論する論者もいる。人格影響制約には議論があるが、ここでは、この制約がレベリングダウン反論の背景にあることを確認すれば十分だろう。

パーフィットによれば、目的論的平等主義が採用している平等の価値に関する固有説は、この制約を侵害している。もし人格影響制約を採用し、特定の人に帰され得ないような善し悪しという概念を除去するならば、この種の問題に突き当たることはないだろう。逆に、平等の固有の価値のような非人格的 impersonal な価値を認めるならば、この種の反論に突き当たることになる。

もちろん、目的論的平等主義はこの反論に立ち向かうこともできる。たとえば人格影響制約を却下するやり

方を取るかもしれない。(69)

また、全体としてはウェルビーイングの削減が不平等の削減を凌駕するが、一つの点ではレベリングダウンもよい、と言う立場もありうる。

とはいえ、このような方向性を採ったとして、目的論的平等主義は、レベリングダウンが、すべてを考慮したうえで厳密により良いという可能性を排除できない。結局それは、不平等の悪さとウェルビーイングの良さに対して目的論的平等主義が付与する相対的なウェイトをどうするかにかかっている。不平等の反価値を大きく見積もればウェルビーイングのレベリングダウンがあっても全体として考えてもより良い、ということになる。だが、これはやはり馬鹿げていると言われるのではないか。とすれば、レベリングダウンという形の変化は、すべてを考慮してもつねに厳密に事態をより悪くする、ということを示す必要がある。そうできないならば、反論は依然として有効だということになる。

3.3 レベリングダウン反論に対する三つの応答

応答は三つありうる。

第一に、平等の価値に条件を課す応答がある。

目的論的平等主義にとって、平等の価値は固有だとパーフィットは考えている。

これに対して近年、固有の価値と最終的価値 **final value** を区別する論者が登場している。X はそれ自体として価値があると言う代わりに、X はそれ自体にとって **for its own sake**、または **an end** として価値があると言う。そして、X の最終的な価値は、X にとって非固有の性質に随伴し得ると論ずる。最終的な価値は固有の価値よりも広い。(70) たとえば、ダイアナ妃が着たドレスはそのことによって価値がある。同じドレスでも別の人が着たものにはそれほど価値はない。ドレスの固有の価値は同じである。違いは、ドレスにとって外在的な特徴である。あるモノの最終的価値はそれに外在的な性質に依存しうる、と。

平等の価値が最終的価値であるなら、平等に価値があるのは、平等にとって外在的な、ある種の条件次第だと言えるかもしれない。平等はある条件下では価値があるが、さもないと価値はない、と。

このラインでアンドリュー・メイソンは「条件付き平等主義」を提唱している。この立場は、平等が価値がある時を同定するために、それが誰かに利益を与える限りで、という条件を加える。レベリングダウンの場合、平等には **own sake** としての価値はない。レベリングダウンは誰にも利益を与えないから、平等になったとしても価値があるとは言えない。この解決法はシンプルだが、近年の価値論の基礎づけに関する議論によって支持されている。

とはいえ、問題もある、ホルタグは条件付き平等主義が、「良さ」関係の推移性を侵害すると指摘している。

A (5, 5, 5, 5)

B (10, 10, 4, 6)

C (30, 20, 10, 5)

A は B よりも平等という点ではよい。条件付き平等主義は同意するだろう。B に比して A で利益を得る人が一人いるからである。同様に、B は C よりも平等という点では良い。条件付き平等主義からも、今と同じ理由でこれに同意するだろう。(71) 「良さ」の推移性からすれば、A は C よりも平等という点でより良いと言わなければならない。だが条件付き平等主義は、A を C よりも平等という点でより良いとは言えない。誰も利益を受ける人がいないからである。推移性の侵害は理論的に致命的だろう。

条件付き平等主義から、ホルタグの指摘に応答できるだろうか。条件付き平等主義は、「平等という点でより良い」という関係を非推移的にするという彼の指摘は正しい。しかしこの関係も条件付きだということもできる。次の例を考えてみよう。

(1) もし P ならば、X は Y よりも良い

(2) もし Q ならば、Y は Z よりも良い

(1) から (2) で、推移性に訴えて X は Z よりも良いと言えるだろうか？ 明らかにそう言えないだろう。各々の比較的判断にそれぞれ条件が存在しているからである。次と対比してみよう。

- (3) X は Y よりもよい
- (4) Y は Z よりもよい

こちらの二つでは推移性に訴えることができる。条件付き平等主義者はホルタグの指摘「平等という点でより良い」という関係が非推移的だという点に同意するが、その指摘は、条件付き平等主義が「全てを考慮してより良い」関係に関する推移性を侵害しているということまで示しているとは言えない、と応答できる。

これは十分な応答になっているだろうか？ 否である。条件付き平等主義には、つねにすべてを考慮した事態の推移的ランキングを提示できる保証がどこにもないからだ。(72) 結局それは、平等が価値がある状況を同等しているに過ぎない。平等の価値と他の価値がどう関連付けられるべきかは示すことができていない。

第二の応答は不平等の悪の解釈を変える方向である。つまり不平等の悪を個人的善の負の部分とするという方向性だ。ブルームはこの戦略を採用している。個人の善はウェルビーイングよりも広いとされる。不平等が悪であるならば、それはより暮らし向きの悪い人々にとって悪である、と。

二人の事例で考えよう。

$W1 < W2$ だとする。個人 1 は不平等の悪から害を被る。1 にとっての個人的な善は、彼のウェルビーイングと不平等の反価値からなる。つまり、 $W1 - \beta (W2 - W1)$ となる。ここで β は何らかの係数である。他方、個人 2 の個人的な良さはそのウェルビーイングのみである。そして全体の良さは、二人の個人的善の総和である。つまり $(W1 - \beta (W2 - W1)) + W2$ となる。この分析枠組みでは、レベリングダウンは生じえないだろう。レベリングダウンはより良い人の状態を悪化させ、より悪い人の状態は変化させないからである。誰も利益を受ける人がいない、とされる。ブルームの枠組みでは、 $W2$ の状態悪化は、 $W1$ の良さを増進させる。不平等の悪を減らすからである。

この応答戦略は、より広い理論的な文脈のなかの問題の一部である。不平等の悪質さをどう考えるべきかという問題だ。パーフィットの議論では、不平等の悪質さは状態の中にある個人的な構成要素に還元され得ない。

(73) ブルームの議論では不平等の悪は、誰か個人の善の一部に還元できる。違いは、不平等の悪質さの非人格的解釈と個人主義的解釈との間にある。

第三の応答は、「一つの側面でより良い」というときの「側面 respects」を問題にする。次の等式を考えよう。

$$G = 1/2 (W1 + W2) - 1/4 |W1 - W2| \quad (3)$$

これは先の等式 (2) の「 α 」を $1/4$ にしたバージョンである。パーフィットによれば目的論的平等主義にとって、事態の評価には三つの観点がある。個人 1、個人 2、不平等である。等式 (3) は帰結をこの三つの観点到に分割している。

別の帰結の評価方法もある。等式 (3) は以下のように展開できる。ⁱ

$$\begin{aligned} G &= 1/4 W1 + 3/4 W2 \quad \text{if } W1 > W2 \\ &= 3/4 W1 + 1/4 W2 \quad \text{それ以外の場合} \end{aligned} \quad (4) \quad (74)$$

等式 (3) と (4) は数学的には同値である。(4) によればレベリングダウンはいかなる側面から見ても良くないということになる。(4) は帰結を二つに分割している。第一に、個人 1、第二に個人 2 である。それ以外の側面は存在しない。この解釈では、レベリングダウンは改善だとする側面はない、と言える。かくして反論を回避できる。

この第三の応答について二つの反論がありうる。

第一に、等式 (3) と (4) が等しい以上、(4) の形の目的論的平等主義もまたレベリングダウン反論を受け入れるべきである、という反論がある。この反論に対しては、(4) と (3) は外延的には等価、つまり事態のランキングを同じくするが、数学的表現は異なる思想を表現している、と応答できる。(3) はパーフィットがたの考えを表現しており、レベリングダウン反論はこれには適用されるが、(4) には適用されない。

明けの明星と宵の明星のアナロジーが役立つ。ランキングとしては同一の計算結果が出るが、その前提になっている思想は異なる。それはどんな思想か？ 一つの可能性が集計説 **aggregate view** である。

第二の反論は、 α の値がなぜ $1/4$ なのか、というものである。その理由はあるのかどうか。もしないとするとこの重み付け値は恣意的だということになる。(75)

この論点は妥当だろう。しかし、二つの非恣意的な理由がある。第一の理由は簡単に。定式 (4) で人々のウェルビーイングに与えられるウェイトは合計 1 であるべきだからである。

第二の理由は、経済学者が不平等の大きさに関する「人口不変条件 **population invariance condition**」と呼ぶ要請から来ている。ある事態 (10, 20) があるとすると。人口が二倍で同じパターンがあるとすると (10, 10, 20, 20)。ウェルビーイング平均は同じである。不平等の大きさはどうか？ ほぼすべての経済学者は不変であると言うだろう。これを守るためには不平等の総量は人口に合わせて標準化されるべきである。二人の間の場合 α は $1/4$ であるべきで、四人の場合 α は $1/16$ になるべきである。つまり恣意的ではない。

以上の第二と第三の応答はレベリングダウン反論の射程を超えている。次節では目的論的平等主義の別のバージョンを検討しよう。

3.4 代替案——総計説

パーフィットの一般的定義と完全に整合的な代替案を考えよう。これを「集計説」と呼ぶ。これは平等を、人々のウェルビーイングを総計するプロセスの一つの特徴と見なす。平等は本質的に人々のウェルビーイングの関係性に関わるものであり、目的論的平等主義は、事態の良さを、人々のウェルビーイングのランク序列における相対的位置との関係で評価する。(76)

集計説の基本アイデアは (4) に表現されている。この定式には四つの興味深い特徴がある。第一に、目的論的平等主義は人々のウェルビーイングの重み付けされた総計として表現されるという点だ。これが (4) のように定式化された平等主義がレベリングダウン反論を避けられる理由である。(4) は平等を非個人的な善と考える立場にコミットしない。むしろ平等は人々のウェルビーイングを集計する関数の特徴である。

第二に、(4) は価値多元主義にコミットしていない。パーフィットは、目的論的平等主義は二つの異なる価値を結合したものだとしている。 $G=f(I, W)$ とされるとき、 I は不平等の反価値であり、 W は人々のウェルビーイングの価値を表す。(4) は異なる。(4) はウェルビーイングという一つの種類の価値しか考慮していない。これは、 $G=g(W)$ という形をとる。不平等の反価値は関数に関わる議論に登場しない。そうではなく平等の望ましさは集計関数 $g()$ という形に編入されている。平等は集計過程の一つの特徴に過ぎないので、価値多元主義にコミットしていない。平等は集計の際に重要な役割を果たすが、一つの善ではない。

第三の特徴は、(4) は暮らし向きの悪い人 **the worse off** に対する利益を優先する点だ。良い人々は $1/4$ のウェイト付けで、悪い人々は $3/4$ である。暮らし向きの良い人のウェルビーイングの増加は、暮らし向きの悪い人の同じ単位の増加よりも道徳的な重要性は低い。(77)

ウェルビーイングの合計が同じ場合、平等な分配の方が不平等なものよりも厳密により良い。

第四の特徴は、人々のウェルビーイングに与えられるウェイトは、そのランク序列によって決定されるという点だ。「暮らし向きが悪い」とは、他の人々よりも比較的に低い位置にあるという意味である。人々の状態は関係的に評価される。これは、強意の分離可能性条件を侵害するという点でもある。

固有説と集計説には重大な違いがあるが、両者はパーフィットの定義と完全に整合的である。だが集計説は、平等原理にも価値多元主義にも我々をコミットさせない。

ここから次のような問いが生ずるだろう。第一に、どちらが目的論的平等主義の理念をうまく示しているか。固有説の方が人気があるかもしれない。第二に、どちらの説がよりもっともらしいか。ここでは両説についての擁護論や反論を検討はしないが、集計説が固有説よりも利点があることを確認したい。 α の大きさから考え

よう。固有説は、 α の制約について何も言わないので、0以上のいかなる数も与えることができる。 α を1としてみよう。

$$\begin{aligned} G &= -1/2W_1 + 3/2W_2 \quad \text{もし } W_1 > W_2 \text{ ならば} \\ &= 3/2W_1 - 1/2W_2 \quad \text{それ以外} \end{aligned}$$

となる。(78) α が1のとき、暮らし向きの良い人のウェルビーイングは負でカウントされる。暮らし向きの良い人の状態が良くなれば全体の良さは減少する。これは明らかに効用原理を侵害している。固有説はこの重要な事実をあいまいにしている。集計説を採用するならば、固有説の効用原理の侵害は明らかになる。

固有説の支持者は、暮らし向きの良い人々のウェルビーイングの価値を少なく計算することを受け入れつつ、効用原理は侵害されないと主張するかもしれない。ウェルビーイングの増大は全体を増加させるのだが、この増大は、より大きな不平等の反価値によって凌駕されるのだ、と論じるかもしれない。だがこの応答は不十分である。まず、より善い人のウェルビーイングを負の値として計算するという事実を無視するという点で欺瞞的である。 $f(I, W)$ の関数 $f()$ は、(a) W の厳密な増加と I の減少と考えられており、かつ(b) W と I の相対的な重要性を決定する。そして α が1のとき(b)は(a)を掘り崩す。固有説の問題は、その基本的な考え方の一方を掘り崩すのだが、この応答はそれを曖昧化している。

他の問題。固有説では、不平等の悪とウェルビーイングの良さは独立して規定されるかのように見える。だが、不平等の悪質さは、ウェルビーイングの良さと独立に規定できるか？ ふたつの事態(10, 20)および(110, 120)を考えよう。これらの不平等の悪質さは同じか？ 多くの人々は、格差の絶対値が同じだとしても、(110, 120)よりも(10, 20)の方が不平等のサイズは大きいと考えるだろう。(79) もしこの判断が正しいなら、不平等の悪質さとその大きさは、ウェルビーイングの良さに部分的に依存することになる。固有説はこの点も曖昧にしている。

3.5 射程問題

パーフィットはこの問題には言及しているだけだ。パーフィットの議論は固有説としての目的論的平等主義が対象であり、集計説に対して提起したわけではない。

パーフィットの問いは「理念的に、平等であるべき人々とは誰か？」というものだ。パーフィットは、目的論的平等主義者は「生きている人すべて」と答えるだろうとしている。

しかし反直観的な問題が二つあるとされる。一つは分割世界の事例である。世界の半分の人口は、残りの半分の存在に気づいていないとする。一方は他方よりも悪いとする。これはそれ自体として悪いか？ 目的論的平等主義は悪いと言うだろう。しかしパーフィットは、それは直観に反するという。もう一つの問題はるか昔のインカの農民が今の我々より悪いとする。それはそれ自体として悪いか？ 上と同じ。(80)

射程問題とは要するに、平等の射程が制限されないならば、反直観的な含意をもつが、他方、その射程が限定されると、目的論的平等主義は奇妙な立場になるか、またはもはや目的論的な立場を維持できなくなる、というものである。

射程問題は従来の議論であまり取り込まれていない。まず、平等の射程に制約がないことに何ら反直観的なものはない。端的に不平等はいつどこで起ころうが悪い、と主張できる。分割世界事例については二つのことが言える。第一に、目的論的平等主義は価値論的な立場であり、二つの分割された住民の間でも、不平等は帰結を悪くすると判断できる。そこに一切反直観的なところも implausible なところもなく、二つの住民の間の平等は、我々がそれについて何もできなくてもより良いと主張できる。第二に、人々が他の人々の状態等を知っているかどうかは、目的論的平等主義にとってどうでもよいと思われる。一つの共同体の中でもそういうことはありうるからだ。

インカケースはどうか。我々は過去の人々には何もできない。我々ができることは、現在と未来の人々だけに限定されているので、分配判断もまた同じである。

インカケースは目的論的平等主義だけの問題ではない。いかなる帰結主義理論にとっても問題になる。(81)

【省略】 インカケース問題は、事態 state of affairs という観念の誤解に基づいている。事態とは、世界の完全な記述であり、世界の歴史を含んでいると通常理解されている。過去に対しては何もできないので、我々の現在の行為の正邪に何も影響しない。

無制約な平等の射程が反直観的に見えるとして、平等の射程にある種の条件があるというのが奇妙な主張だということにはならない。たとえば、最終価値説もまた条件付きである。関係のある集団や現存する人々に絞ることも可能である。(82)

3.6 目的論的—義務論的区別再考

射程問題は目的論的平等主義にとって特に深刻ではないが、この問題は、目的論的と義務論的という区別に光を当ててくれる。最初に、目的論的平等主義は、平等が帰結を良くするという見解として、義務論的な立場を不平等は何らかの義務論的制約の侵害を含むという立場と定義した。ここではパーフィットがなぜ平等の射程が二つの見解を区別すると考えたか、そしてそれは正しいかどうかを検討する。

パーフィットは両者の違いを射程問題と重ねている。不平等が自然災害で生じたとする。目的論的平等主義はこの不平等は悪いと言うだろう。義務論的平等主義は不正ではないと言うだろう。義務論的平等主義は結果ではなくそれがもたらされるプロセスが重要であり、この場合、誰もその状態に責任がないからだ。もし不平等が、政府や人々によってもたらされ、または放置されているとすれば、義務論的平等主義はそれを不正であるというかもしれない。義務論的平等主義にとって分割された住民の不平等には問題はない。

パーフィットは両者を排他的だとみているようだ。だが、必ずしもそうではない。義務論的立場は不平等な結果のなかで誰かに責任があるかどうかで悪いかどうかを判断する。目的論的平等主義の射程を義務論は同定していると言える。(83) たとえばテムキンは、本人の過失や選択の結果ではないのに、ある人よりも悪い状態になることは悪い、という立場として目的論的平等主義を理解している。

この見解は、ある種の運の平等主義であるとも言える。運の平等主義にとって、ある不平等は道徳的に重要だが、別の不平等はそうではない。運の平等主義にも色々な立場があるが、目的論的な立場として解釈するならば、両者は整合的な立場になる。そしてそれは、義務論的と目的論的を整合させる一つの道だと言える。

【要約とファーザーリーディングは省略】

■コメント

① α を $1/4$ として「 $1/4W1 + 3/4W2$ 」では、 $W1$ と $W2$ が (11, 10) の場合、その状態の道徳的な価値(良さ)は (2.75+7.5) で「10.25」になる。他方、 $W1$ と $W2$ が、(1000, 10) の場合には (250+7.5) で、「257.5」になる。第一に、そもそも後者の方が良いと言えるかどうか。第二に、仮に、ウェルビーイング平均を重視して、(11, 10) よりも (1000, 10) の方が全体としてより「良い」と言えるとしても、しかしその「良さ」は後者の方が「約 25 倍も良い」と言えるだろうか？ 少なくとも、この「良さ」の程度に関する評価はどうみても implausible に思える。

② また、平均功利主義では (100, 90, 10, 5, 5……) よりも、(100, 90) の方が良いということにならないか。つまり厚生水準が低い人が多数存在すると平均値の(いわば)足を引っ張るので、厚生水準が高い人を少数残す(選民的な政策の)方がよい、ということになる。何らかの制約が必要になる。

ⁱ α が $1/4$ の場合、 $G = 1/2 (W1+W2) - 1/4 |W1-W2|$ は、

$$= 1/2W1 - 1/4W1 + 1/2W2 + 1/4W2$$

$$= 1/4W1 + 3/4W2 \quad \text{となる。}$$

α を 1 にすると、

$$= 1/2W1 - 2/2W1 + 1/2W2 + 2/2W2$$

$$= -1/2W1 + 3/2W2 \quad \text{になる。}$$

(補足として) 仮に α を $1/2$ にすると、

$$= 1/2W1 - 1/2W1 + 1/2W2 + 1/2W2$$

$$= W2 \quad \text{となり、暮らし向きの悪い「W2」の実数値が全体の良さを表すことになる。}$$